



知って 学んで 実用できる

マイナンバーカードの使い方

# マイナンバー カード ガイドブック



この情報は令和7年10月時点のものです。  
最新の情報をご覧になりたい方は  
コチラを参照ください。

作成者	文京区役所戸籍住民課マイナンバーカード交付担当
発行年月	令和7年10月
印刷物番号	C0325029



# 目 次

1. マイナンバー（個人番号）制度とは.....	1
1-1 マイナンバーとは .....	1
1-2 マイナンバーでできること .....	1
1-3 マイナンバー法等の一部改正法の成立.....	1
2. こんな手続きでマイナンバーが必要です .....	2
2-1 手続きで必要となる書類.....	2
3. マイナンバーを安全に取り扱います.....	3
3-1 みなさんの個人情報を守ります！ .....	3
3-2 一元管理ではなく分散管理で .....	3
3-3 詐欺に注意！ .....	3
4. マイナンバーカードとは .....	4
4-1 マイナンバーカード有効期限一覧表 .....	4
5. 電子証明書について .....	5
5-1 署名用電子証明書 .....	5
5-2 利用者証明用電子証明書.....	5
5-3 電子証明書の有効期限について .....	5
5-4 カードと電子証明書の有効期限の違いについて .....	5
6. 暗証番号について .....	6
6-1 暗証番号の種類について .....	6
6-2 スマホ用電子証明書搭載サービス .....	6
6-3 暗証番号の再設定について（ロック解除） .....	6
6-4 暗証番号の変更について .....	6
6-5 コンビニで暗証番号を再設定（ロック解除）する方法 .....	7
7. 住所や名前が変わったとき .....	8
7-1 文京区外へのお引越し .....	8
7-2 文京区内でのお引越し・氏名の変更 .....	8
7-3 旧姓（旧氏）併記について .....	8
8. 顔認証マイナンバーカードについて .....	9
8-1 顔認証マイナンバーカードでできること、できないこと .....	9
8-2 顔認証マイナンバーカードの申請方法について .....	9

<b>9. 国外転出者のマイナンバーカード利用について</b>	10
9-1 すでにマイナンバーカードを持っている方の場合	10
9-2 国外転出者用のマイナンバーカードを申請した場合	10
<b>10. マイナンバーカードで出来ること</b>	11
10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用について	11
10-2 マイナポータルとは？	12
10-3 電子申請・マイナポータルの利用	12
10-4 引越しワンストップサービス	13
10-5 マイナンバーカードを使ってできる主なこと	13
<b>11. お得で便利！コンビニ交付</b>	14
11-1 証明書の種類	14
11-2 手数料	14
11-3 利用について	15
11-4 注意事項	15
<b>12. マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ</b>	16
12-1 マイナンバーカードの有効期限	16
12-2 在留期限が変わったら？	16
12-3 ご不明な点はこちらへ	16
<b>13. よくある質問</b>	17
13-1 マイナンバーについて	17
13-2 マイナンバーの注意点について	18
13-3 マイナンバーカードの安全性について	19
<b>14. 困ったなと思ったら・問い合わせ先</b>	20
14-1 文京区マイナンバーカードコールセンター	20
14-2 文京区役所	20
14-3 マイナンバー総合フリーダイヤル（国）	20
14-4 国外転出者向け専用ダイヤル	20
<b>15. マイナンバーカードの取扱注意事項</b>	21
<b>16. ご自身の保管用としてお使いください</b>	22

# 1.マイナンバー（個人番号）制度とは

マイナンバー（個人番号）制度は、社会保障や税、災害対策などの分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認することにより、区民サービスの向上につなげるものです。

なお、「個人番号」は法律上の名称で、「マイナンバー」は愛称です。

## 1-1 マイナンバーとは

マイナンバーは、日本国内に住民票を持っている全住民に通知される12桁の番号のことです。原則として生涯同じ番号を使うため、不正に使われる恐れがあると認められる場合を除いて変更することはできません。

## 1-2 マイナンバーでできること

### 手続きがより便利に

社会保障・税・災害等に関する手続き等で使用します。区民の皆さんにご用意いただく書類が減って、手続きがより簡単・便利になります。

### 公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します。さらに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

### 業務がよりスピーディーに

行政機関で個人情報の照合等に使っていた時間が大幅に減り、業務が正確でより速くなります。

## 1-3 マイナンバー法等の一部改正法の成立

デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードの利便性向上の観点から、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）等が一部改正されました。

### 改正のポイント

- ・マイナンバー利用範囲の拡大
  - ・マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し
  - ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化
  - ・マイナンバーカードの普及・利用促進
  - ・戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加
  - ・公金受取口座の登録促進
- （行政機関等経由登録の特例制度の創設）

【詳しくはこちらへ】



デジタル庁 HP



## 2. こんな手続きでマイナンバーが必要です

### 2-1 手続きで必要となる書類

マイナンバーが必要な手続きでは、なりすましによる不正を防止するため、法律で決められた本人確認を実施します。

下記の **A. マイナンバーの確認書類** + **B. 本人の確認書類** が必要となります。

#### A. マイナンバーの確認書類

あなたのマイナンバーを確認するための書類です。次のいずれか1点が必要です。

##### 1. マイナンバーカード



##### 2. 通知カード（令和2年5月25日廃止）

※ 氏名や住所に変更があるとマイナンバーの確認書類として使用できない場合があります。



##### 3. マイナンバーの記載がある住民票（または住民票記載事項証明書）

##### ※ 個人番号通知書（令和2年5月25日以降）

あなたのマイナンバーを通知するものです。「マイナンバーを証明する書類」や「本人確認書類」としてはお使いいただけません。



#### B. 本人の確認書類

##### 1. 1点確認（顔写真のある公的機関発行のもの）

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 身体障害者手帳 など

##### 2. 2点確認

保険証、資格確認書、年金証書、基礎年金番号通知書、介護保険被保険者証、医療証、学生証、社員証、官公庁の発行する資格証明書（顔写真付き） など

マイナンバーカードは、マイナンバーの確認  
と本人の確認が1枚ができる、  
唯一のカードなんだね！



※ 通知カード、個人番号通知書、マイナンバーの記載がある住民票は本人確認書類として使えません。



### 3. マイナンバーを安全に取り扱います

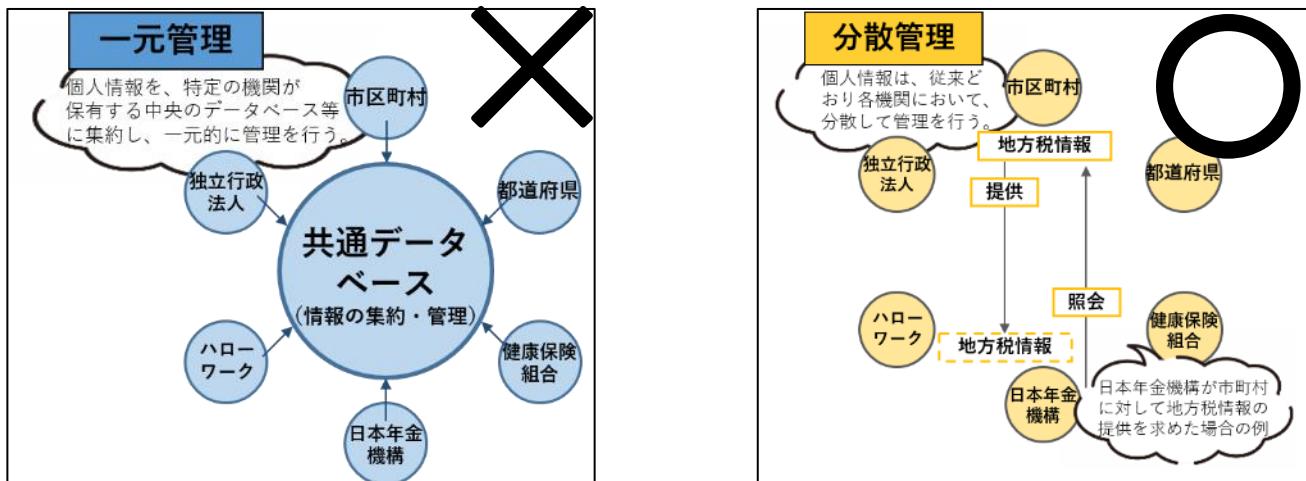
#### 3-1 みなさんの個人情報を守ります！

マイナンバーの利用は法律や条例で定められた事務に限定されています。また、マイナンバーを利用する場合は、マイナンバーの紛失や漏えい防止などのために、適切な安全対策を講じる義務も課されています。今後も区は皆さんのマイナンバーを安全に取り扱うために、個人情報保護対策を徹底していきます。



#### 3-2 一元管理ではなく分散管理で

マイナンバー制度では、所得税の情報は税務署、住民税の情報は区というように、これまでと同じように個人情報を分散して管理します。また平成29年度から、行政機関同士での情報のやりとりが開始されました。その際は区民の皆さまのマイナンバーは使いません。さらに、通信は暗号化されるなどマイナンバーを使って個人情報を盗み出すことができないように安全・安心な仕組みになっています。



#### 3-3 詐欺に注意！

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください。

区職員が電話や訪問により、マイナンバーを聞き出したり、金銭を要求したりすることは絶対にありません。怪しいと思ったら、文京区消費生活センターにご連絡ください。

文京区消費生活センター（文京シビックセンター地下2階）

受付時間：月曜日から金曜日（※祝日・年末年始を除く）

午前9時30分から午後4時まで

相談専用 TEL : 03-5803-1106

## 4. マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは申請により持つことができる顔写真付きのプラスチック製のカードで、このカード1枚でマイナンバーの確認と本人の確認ができます。また、オンラインでの行政手続きに使えたり、コンビニで住民票の写しなどの証明書を取得したりすることができる便利なカードです。



- ① 4情報（氏名、住所、生年月日、性別）が記載されています。
- ② マイナンバーカードの有効期限（カード発行日から**10回目の誕生日**）  
※ 未成年はカード発行日から**5回目の誕生日**  
※ 在留期限に定めのある外国人は原則として在留期限と同じ日（P.16参照）
- ③ 電子証明書の有効期限（カード発行日から**5回目の誕生日**）
- ④ 住所等変更の際の記載欄（区職員が使用します。ご自身で記載しないでください。）
- ⑤ 臓器提供意思確認欄（内容確認のうえ、必要があれば署名してください。）
- ⑥ セキュリティコード（スマホでマイナンバーカードを読み取って手続きを行う際に使用します。）
- ⑦ マイナンバー（12桁の数字）
- ⑧ ICチップ（電子証明書の情報等が搭載されています。）

②③については、更新のお知らせが届きます。有効期限3か月前の翌日から更新が可能となりますので、お住まいの市区町村窓口で手続きをお願いします。（在留期限に定めのある外国人の方へは通知されません。）



### 4-1 マイナンバーカード有効期限一覧表

カード発行時の年齢	カード有効期限	利用者証明用電子証明書 (P.5参照)	署名用電子証明書 (P.5参照)
18歳以上 (成人)	10回目の誕生日	5回目の誕生日	
15歳以上～18歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	
15歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	

※ それぞれ有効期限が切れる3か月前頃に、国からお知らせがあります。

※ 在留期限に定めのある外国人はこの限りではありません。P.16を参照してください。

## 5. 電子証明書について

マイナンバーカード（個人番号カード）には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の電子証明書が標準搭載されています。

### 5-1 署名用電子証明書

署名用電子証明書は、e-Tax等の税の電子申請など、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。署名用電子証明書は、「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明します。※15歳未満の方には原則搭載されません。

### 5-2 利用者証明用電子証明書

利用者証明用電子証明書は、インターネットサイトやコンビニの端末等にログインする際に利用します。利用者証明用電子証明書は、「ログインした者があなたであること」を証明します。

### 5-3 電子証明書の有効期限について

有効期限は電子証明書の発行日から**5回目の誕生日**までです。有効期限の3か月前の翌日から更新手続きができます。（期限が切れる3か月前頃に国からお知らせが届きます。）

また、有効期限3か月前の翌日が存在しない場合はその次の日からとなります。

（例：4月1日まで→1月2日から／5月30日まで→3月1日から）

手続きの際には本人がカードを持参して、文京シビックセンター2階戸籍住民課にお越しください。

オンライン上での本人確認ができる電子証明書ですが、高い暗号技術によって、なりすましを防いでいます。

一方で、この暗号技術を解読するための技術も日々進歩しています。そのため、解読されてしまうことのないよう、電子証明書の有効期限は、カード本体の期限よりも短い、発行の日から**5回目の誕生日**までとしています。

以下の条件で失効します。(1)～(3)は窓口にて更新して下さい。

(1)住民票の4情報（氏名、住所、生年月日、性別）の記載が修正（変更）された場合。

※署名用電子証明書が自動失効するため、改めて発行申請する必要があります。※利用者証明用電子証明書は失効しません。

(2)失効申請をした場合 (3)有効期限が満了した場合 (4)本人が死亡した場合

### 5-4 カードと電子証明書の有効期限の違いについて

顔写真付き身分証明書として機能するためには、顔写真とご本人とを見比べて同一人物だと判別できなければなりません。人の容姿は時間経過により変化しますので、ある程度の期間で顔写真を更新する必要があり、期間については、パスポート等の他の顔写真付き身分証明書についても、更新に要する住民の負担軽減のために、有効期限は最長10年とされています。

それを踏まえ、カードについても原則、発行の日から**10回目の誕生日**までとしています。ただし、未成年の方については、容姿の変化が大きいことを考慮して有効期限を**5回目の誕生日**としています。

## 6. 暗証番号について

### 6-1 暗証番号の種類について

#### ① 署名用電子証明書用の暗証番号（暗証番号：英数字混在 6 衔～16 衔 ※英字は大文字のみ）

e-Tax 等の税の電子申請などインターネットで電子文書を作成送信する時に使用します。

※15 歳未満の方には原則ついていない機能です。

#### ② 利用者証明用電子証明書用の暗証番号（暗証番号：数字 4 衔 ②③④共通設定可能）

マイナポータルへのログイン、各種サービスの利用登録（保険証利用も含む）、コンビニでの証明書発行の際などに使用します。

#### ③ 住民基本台帳用の暗証番号（暗証番号：数字 4 衔 ②③④共通設定可能）

区役所の窓口で住所、氏名などの変更手続き時に使用します。

#### ④ 券面事項入力補助用の暗証番号（暗証番号：数字 4 衔 ②③④共通設定可能）

公金受取口座登録や e-Tax など本人情報の出力に使用します。

### 6-2 スマホ用電子証明書搭載サービス

マイナンバーカード内の IC チップの情報をスマートフォンに搭載することができます。

従来は Android のみ対応していましたが、令和 7 年 6 月 24 日より、iPhone でも  
サービスが利用できるようになりました。

数字 4 衔の暗証番号に代わり、スマートフォンの生体認証を使うことも可能です。

申込方法等各手続きについては、デジタル庁のホームページをご参照ください。

※ スマートフォン利用を止める際にはご自身で失効手続きや一時停止手続きが必要です。



### 6-3 暗証番号の再設定について（ロック解除）

不正利用を防止するため、署名用電子証明書用の暗証番号は **5 回**、それ以外の数字 4 衔の暗証番号（利用者証明用電子証明書用等）の場合は **3 回**、連続して間違えるとロックがかかります。

暗証番号の再設定（ロックの解除）は、シビックセンター2階戸籍住民課に直接お越しください。

その際マイナンバーカードと併せて、本人確認書類（保険証や免許証など）がもう一点必要です。

※ 署名用電子証明書用及び利用者証明用電子証明書用の暗証番号は、対象のコンビニエンスストア等で暗証番号の再設定を行うこともできます。（P.7 参照）

### 6-4 暗証番号の変更について

現在登録している暗証番号がわかつていて暗証番号の変更を行いたい場合、シビックセンター2階戸籍住民課に直接お越しいただくか、「JPKI 利用者ソフト」をすることで暗証番号を変更することができます。

「JPKI 利用者ソフト」のダウンロード及び利用方法については、下記 QR コードをご参照ください。



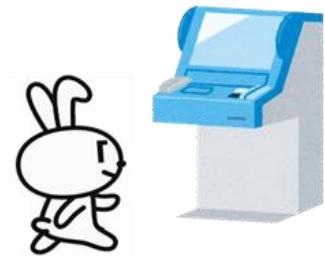
## 6-5 コンビニで暗証番号を再設定（ロック解除）する方法

「署名用電子証明書用」及び「利用者証明用電子証明書用」の暗証番号が不明な場合、どちらか片方がわかっている場合に限り、コンビニで暗証番号の再設定することができます。

### <準備するもの>

- マイナンバーカード  
※署名用電子証明書用の暗証番号を再設定するには、署名用電子証明書が搭載済みで4桁の数字の暗証番号が分かること  
※利用者証明用電子証明書の暗証番号を再設定するには、利用者証明用電子証明書が搭載済みで英数字混在6桁～16桁（英字は大文字のみ）暗証番号が分かること
- スマートフォン（NFC＜近距離無線通信技術＞搭載のもの）
- アプリ「JPKI 暗証番号リセット」

### <手順>



#### STEP1 スマートフォンでの操作（事前予約）

- ① スマートフォンに専用アプリをダウンロードします。
- ② 専用アプリを起動し、マイナンバーカードの券面情報を撮影します。
- ③ マイナンバーカードをスマートフォンにかざして、ICチップを読み取ります。  
この時「署名用電子証明書用」及び「利用者証明用電子証明書用」いずれかの暗証番号を使用します。
- ④ ICチップ内に格納されている写真とスマホで撮影した顔の映像を照合し、本人確認を行います。

#### STEP2 コンビニエンスストアのマルチコピー機（キオスク端末）での操作（初期化・再設定）

- ⑤ ④の操作を完了後、24時間以内にコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機にマイナンバーカードをかざし、「署名用電子証明書用」及び「利用者証明用電子証明書用」いずれかの暗証番号を入力します。
- ⑥ 新しい暗証番号を再設定します。

※ STEP1 の事前登録完了から24時間経過してしまった場合は、①からやり直してください。

### <利用できる時間>

スマートフォンでの操作…24時間いつでも可能です。

キオスク端末……………毎日午前6時30分から午後11時までご利用いただけます。

### <スマートフォンアプリ「JPKI 暗証番号リセット」のダウンロード>



iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら

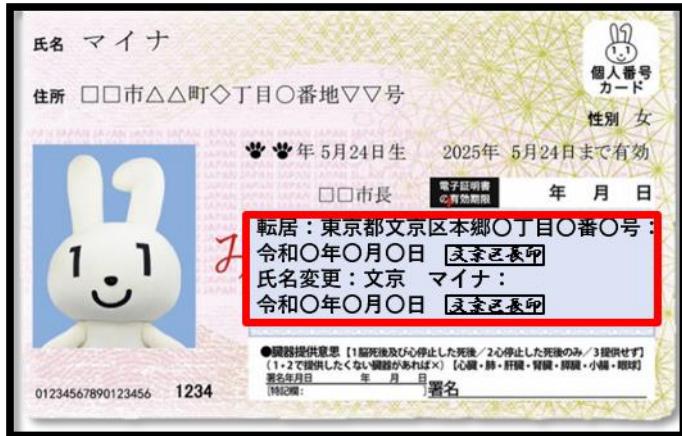


マイナンバー  
カード対応  
スマートフォン

### お問い合わせ先

- ◆ **0120-95-0178**／マイナンバー総合フリーダイヤル
- ◆ 平日 午前9時30分から午後8時まで／土日祝 午前9時30分から午後5時30分まで

## 7. 住所や名前が変わったとき



新しい住所や名前は  
水色の部分に  
印字をしていくよ！

### 7-1 文京区外へのお引越し

マイナンバーカードはお引越し先の自治体でも引き続き利用できます。住所変更と電子証明書発行手続きが必要になりますので、転入手続きの時にマイナンバーカードを提示してください。

お引越し先の自治体で引き続き利用するためのお手続きをしないと失効してしまう場合があります。

※ 便利な「引越しワンストップサービス」もご活用ください。(P.13 参照)

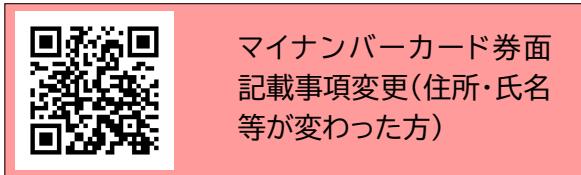
### 7-2 文京区内でのお引越し・氏名の変更

マイナンバーカード表面の記載事項の変更と電子証明書発行手続きが必要です。

変更手続きの際に、本人または同一世帯の方がカードを持参して、文京シビックセンター2階戸籍住民課に届出をしてください。

※ 原則、本人が来庁しない場合は電子証明書の手続きは即日完了しません。

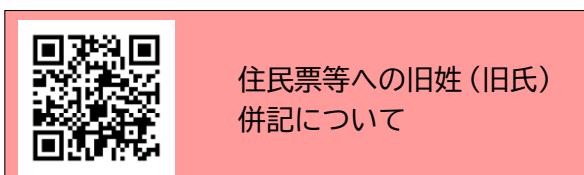
マイナンバーカードの住所変更、記載事項の変更、電子証明書の発行手続きについては、代理人に委任できる場合がありますので、詳細については下記のQRコードをご参照ください。



### 7-3 旧姓（旧氏）併記について

マイナンバーカードへの旧姓（旧氏）の記載を希望される方は、まず住民票に旧姓の登録の申請をしてください。住民票への旧姓記載の手続き終了後、マイナンバーカードに旧姓を記載できるようになります。

詳細については下記のQRコードをご参照ください。



## 8. 顔認証マイナンバーカードについて

顔認証マイナンバーカードは暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。マイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を、「機器による顔認証」、または「目視による顔確認」に限定しています。顔認証マイナンバーカードの申請は希望者を対象としており、すでにマイナンバーカードを持っている方もこれからマイナンバーカードを受け取る方も申請することができます。

「顔認証マイナンバーカード」は  
カードの券面に「顔認証」と  
印字されているよ！



### 8-1 顔認証マイナンバーカードでできること、できないこと

#### ○できること

- ① 本人確認書類として利用すること
- ② マイナンバーカードの保険証利用

#### ×できないこと

- ① コンビニ交付
- ② e-Tax（確定申告）等のオンライン申請
- ③ マイナポータルの利用 など

### 8-2 顔認証マイナンバーカードの申請方法について

詳細は右記 QR コードをご参照ください。



顔認証  
マイナンバー  
カードについて

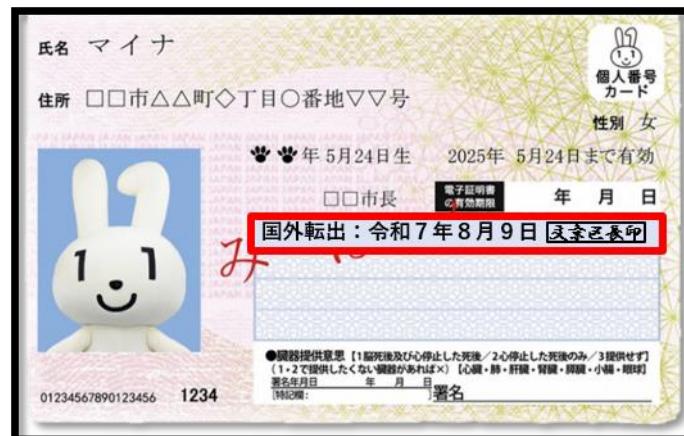
## 9. 国外転出者のマイナンバーカード利用について

令和6年5月27日より、マイナンバーカードを国外でも利用することができるようになりました。日本国籍の方で国外に転出する予定のある方は、事前に所定の手続きを行うことで、引き続きマイナンバーカードを利用することができます。

また、すでに国外に転出されている方でも、日本国籍を有し、マイナンバー制度の開始（平成27年10月5日）以降に日本に住民登録をしたことがある方であれば、マイナンバーカードの申請ができます。（マイナンバーカードの申請や受け取りを在外公館や一時帰国先である国内の市区町村で行うことが可能です。）

### 9-1 すでにマイナンバーカードを持っている場合

マイナンバーカードの印字欄に国外転出の予定日が印字されているよ！



### 9-2 国外転出者用のマイナンバーカードを申請した場合

マイナンバーカードの住所欄に国外転出の予定日が印字されているよ！



国外転出者のマイナンバーカード利用に関する手続きの詳細については、

下記のQRコードをご参照ください。



国外転出者の  
マイナンバー  
カード利用に  
ついて

## 10. マイナンバーカードで出来ること

マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として、またマイナンバーの提示が必要な場面でマイナンバーを証明する書類として利用できるほか、次の用途で利用できます。

- 健康保険証利用
- マイナポータルの利用
- 電子申請
- 引越しワンストップサービス
- パスポートの更新 など

### 10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用について

マイナンバーカードの保険証利用登録（マイナポータルやセブン銀行 ATM、医療機関・薬局の窓口端末から登録可）を行えば、マイナンバーカードを保険証として利用することができます。対象の病院や薬局は順次拡大中です。

**健康保険証の新規発行は、令和 6 年 12 月 2 日に終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行しました。**

健康保険証利用制度の詳細については、下記の QR コードから厚生労働省のホームページを、健康保険証利用の申込方法については、マイナポータルサイトをご参照ください。



**POINT!!**

**1 より良い医療が可能に！**

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定検診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。  
また、マイナポータルにて自分の薬剤情報等を閲覧できます。

**POINT!!**

**2 オンラインで医療費控除がより簡単に！**

マイナポータルで自分の医療費通知情報が閲覧できます。また、確定申告の医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

**POINT!!**

**3 手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要に！**

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

**POINT!!**

**4 健康保険証としてずっと使える！**

就職や転職、引っ越しをしても、マイナンバーカードを保険証としてずっと使うことができます。  
※医療保険者が変わった場合は、加入の届出が引き続き必要です。

## 10-2 マイナポータルとは？

マイナポータルとは、オンラインで子育てなどの行政手続きができたり、区からのお知らせを自動的に受け取ったりすることができるあなた専用のウェブサイトです。マイナポータルはご自宅のパソコンやスマートフォンからアクセスできます。主な機能は以下のとおりです。

機能	説明
情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	行政サービスの手続きや審査等に伴い、あなたの情報がどの機関との間で、いつ、どのように利用されたのかを確認できます。
自己情報表示 (わたしの情報)	行政機関が保有するあなた自身の情報を検索し、確認できます。
お知らせ	行政機関等から配信されるお知らせを確認できます。
手続きの検索・電子申請	自治体が提供している手続きの検索やオンライン申請ができます。
外部サイト連携	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

## 10-3 電子申請・マイナポータルの利用

### 電子申請やマイナポータル、e-Tax を利用するためには

e-Tax 等の電子申請及びマイナポータルをご利用される場合、次の準備が必要です。

マイナンバーカード



インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン（一部）



IC 読み取り端末



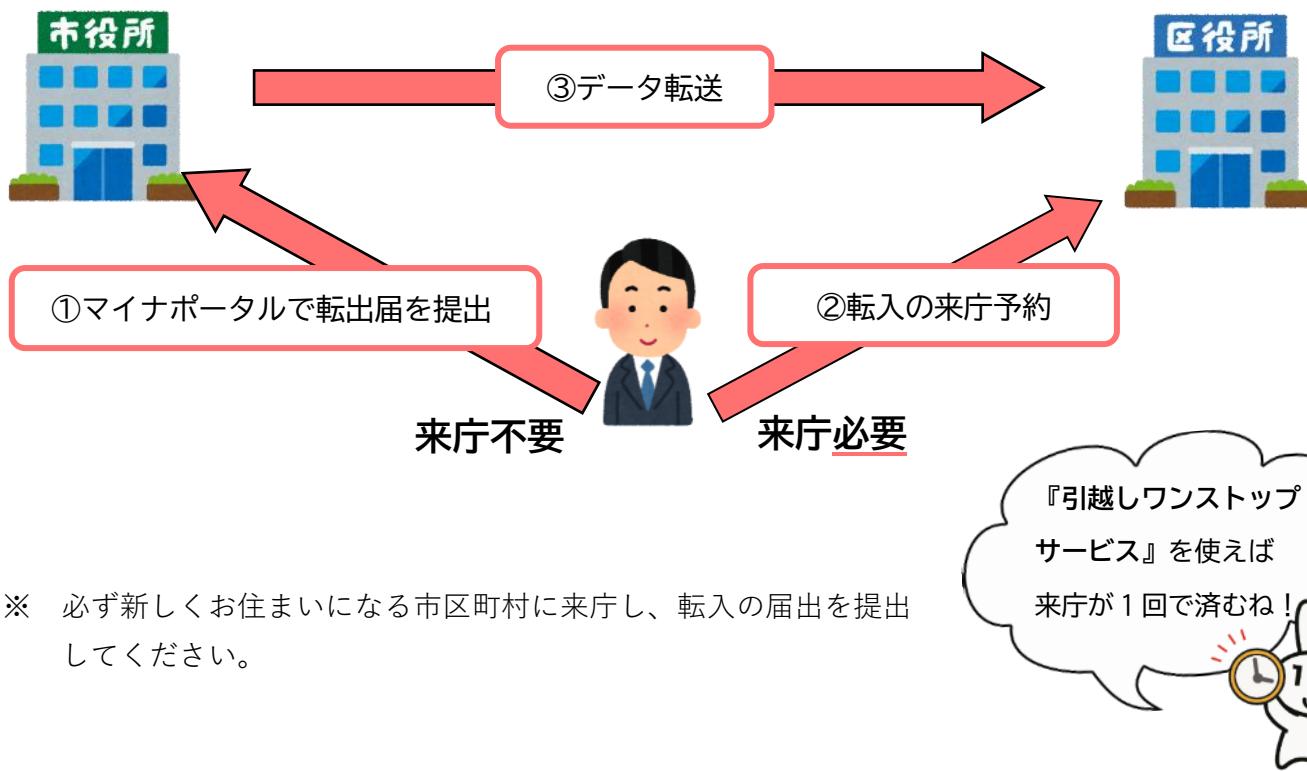
※ e-Tax は署名用電子証明書のほか、利用者証明用電子証明書や券面事項入力補助用の暗証番号を使用します。

（税務署発行の利用者識別番号の暗証番号とは異なります。）

※ 詳しくは国税庁またはマイナポータル等ご利用元のホームページをご覧ください。

## 10-4 引越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用して転出届の提出や転入の来庁予約ができます。



## 10-5 マイナンバーカードを使ってできる主なこと

### パスポート新規発行・更新について

令和7年3月24日より、パスポートの更新手続きに加え、新規発行が可能になりました。

詳細は外務省HPをご確認ください。



### マイナ免許証

令和7年3月24日より、マイナンバーカードと運転免許証及び運転経歴証明書の一体化が開始されました。

一体化をご希望の方は、免許証に代わり免許情報の記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）を保有することが可能となります。

詳細は警視庁HPをご確認ください。



# 11. お得で便利！コンビニ交付

15歳以上の方は、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書を利用して、全国のコンビニエンスストアにあるマルチコピー機で、住民票の写し等の証明書を取得することができます。

## 11-1 証明書の種類

### 住民票の写し

- 日本国籍の場合は続柄、本籍・筆頭者及びマイナンバー、外国籍の場合は続柄、国籍、在留情報及びマイナンバー等の記載有無を選択することができます。
- 本人及び同一世帯員の住民票の写しの取得が可能です。
  - ※ マイナンバーの記載が必要か、事前に提出先に確認してください。
  - ※ 住民票コード記載の住民票の写し、改製原（履歴が記載された）住民票の写し、記載事項証明書、除票（亡くなられた方や転出された方の住民票）の写しは取得できません。

### 印鑑登録証明書

- 事前に文京区で印鑑登録を行う必要があります。
- コンビニで印鑑登録証明書を発行する際、印鑑登録証（緑色のカード）は使用しません。

### 住民税納・課税証明書

- 各年度の賦課期日（1月1日現在）に文京区に住民登録がある方で、申告済みの方に限ります。
- 課税証明書は現年度及び過去5年度分、納税証明書は現年度及び過去3年度分まで取得が可能です。

### 戸籍の証明書（文京区に本籍がある方）

- 戸籍全部（個人）事項証明書、附票の写しの取得が可能です。
- 本籍が文京区にあり他自治体に住民登録がある方が、戸籍証明書を取得する際は、マルチコピー機等での「利用登録申請」が必要です。利用登録申請の方法については、下記「本籍地の戸籍証明書の取得方法」のQRコードをご参照ください。
  - ※ 文京区以外に本籍がある方は、本籍地でのコンビニ交付の実施有無をご確認ください。
  - ※ 改製原戸籍、申請者本人が文京区の戸籍から除籍になっている戸籍、身分証明書、独身証明書、受理証明書は取得出来ませんのでご注意ください。



## 11-2 手数料

種類	手数料
住民票の写し	1通 200円
印鑑登録証明書	1通 200円
住民税納・課税証明書	1通 200円
戸籍全部（個人）事項証明書	1通 350円
戸籍の附票の写し	1通 200円



※ 令和2年5月1日から当分の間

## 11-3 利用について

### 利用できる時間

午前 6 時 30 分から午後 11 時まで。土日祝日も利用可能（年末年始・システムメンテナンス日を除く）。戸籍証明書は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日祝日・年末年始・システムメンテナンス日を除く）。

### 利用できるコンビニ

全国のセブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ<sup>®</sup>で、マルチコピー機を設置している店舗

- ▶ マルチコピー機での操作方法については、下記 QR コードをご参照ください。



## 11-4 注意事項

### ロックがかかってしまった場合は（詳細は P.6 参照）

数字 4 行の暗証番号初期化は戸籍住民課窓口、またはコンビニで行うことができます。

### コンビニで証明書を発行する際の注意

- ▶ 新たにマイナンバーカード交付後、または区外から転入し（継続利用後）コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得する場合、マイナンバーカードの交付が平日であれば、翌日の午前 6 時 30 分から利用できます。マイナンバーカードの交付が土日祝日であれば、翌営業日の次の日から利用できます。
- ▶ 間違って証明書を取得しても交換や返金はできません。また、無料の証明書（公的年金受給手続き用等）は窓口請求のみとなります。
- ▶ ご本人が証明書の発行に制限を申し出ている場合、コンビニ交付は利用できません。

※区の窓口で印鑑登録証明書の請求をする場合は、これまでどおり印鑑登録証（緑色のカード）の提示が必要です。マイナンバーカードで交付を受けることはできません。

コンビニ店舗では、ご自身の条件により、証明書を発行いただけない場合もございます。  
その他詳細は、下記の QR コードから区ホームページをご確認のうえ、ご利用ください。



## 12. マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ

### 12-1 マイナンバーカードの有効期限

在留期限に定めのある外国人の方は在留期限がマイナンバーカードの有効期限になります。  
マイナンバーカードの有効期限は在留期限を延長しても自動的に更新されません。

### 12-2 在留期限が変わったら？

在留期限の延長を行った場合、住民登録をしている市区町村の窓口で  
マイナンバーカードの有効期限を延長する手続きが必要です。  
マイナンバーカードの有効期限が切れるより前に、マイナンバーカー  
ドと新しい在留カードを持参して、文京シビックセンター2階戸籍住  
民課にお越しください。



- マイナンバーカードの有効期限が切れてしまうと、有料での再交付になります。
- ※ 在留期間内に更新許可申請を行った方は、在留期間更新の許可が下りるまで、特例で最長 2 か月間マイナンバー  
カードの有効期限を延長することができます。
  - ※ 在留期限が延長してもカード発行日から 10 回目（未成年は 5 回目）の誕生日は超えられません。
  - ※ 外国人の電子証明書の有効期限については、原則在留期限と同じ日になりますが、最長でも電子証明書の発行日  
から 5 回目の誕生日までとなります。

### 12-3 ご不明な点はこちらへ

#### ◆ マイナンバー制度、マイナポータル、公金受取口座制度について

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、  
インドネシア語、タガログ語、ネパール語対応)

**0120 - 0178 - 26**



#### ◆ マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カードまたは、

#### 紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時停止

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語対応)

**0120 - 0178 - 27**

## 13. よくある質問

### 13-1 マイナンバーについて



マイナンバーは自由に番号を選ぶことができますか？



マイナンバーは生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に選ぶことはできません。  
ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると市区町村長が認めた場合に限り、本人の申請または市区町村長の職権により変更することができます。



マイナンバーと住民票コードはどう違いますか？



住民票コードを基にマイナンバーを作成します。住民票コードとマイナンバーは住民票に記録されます。マイナンバーは住民票コードを基に作成されますが、一方の番号からもう一方の番号を特定できないようにするなど安全対策をとっています。  
行政機関が保有するあなたの自身の情報を検索し、確認できます。

## 13-2 マイナンバーの注意点について



自分のマイナンバーを知りたい場合、電話で教えてくれますか？



区が電話でマイナンバーをお教えすることはありません。

すぐにマイナンバーを知りたい時は、マイナンバー入りの住民票の写しをお取りください。



マイナンバーを使うときに何に気付けたら良いですか？



法律の定める手続き以外では、他人に教えたり、マイナンバーをコピー・メモなどさせたりしないでください。クレジットカードの番号や銀行の口座番号と同じように大切にしてください。  
具体的には何かしらの暗証番号にマイナンバーを使ったり、インターネット等でマイナンバーを公表したりしないでください。



マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れませんか？



今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理してもらい、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。(P.3 参照)  
やりとりをする時にはマイナンバーを使わないので、個人情報がまとめて漏れるようなことはなく、特定の機関に共通のデータベースを作り、そこに個人情報を集中管理するといったことはありません。

### 13-3 マイナンバーカードの安全性について

マイナンバーカードの安全性について知りたいです。

マイナンバーカードには世界最先端の安全技術が使われています！



- 顔写真付きのため他の人には使えません。  
特殊加工で簡単には写真の張り替えはできません。
- 複雑なパターンの特殊加工や特殊印刷により偽造はできません。
- ・ICチップには、氏名などカードに記載されている情報しか記録されません。  
・暗証番号で情報を保護しています。暗証番号を一定の回数以上間違えるとカードがロックされます。  
・ICチップの情報を無理やり読み出したり解析しようとした場合、自動的に内容を消去します。

マイナンバーカードを紛失したり、盗難に遭った場合はどうすればいいですか？

まずはマイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178(詳細は P.20)に連絡して、マイナンバーカードの機能を一時停止してください。その後、警察に遺失物届・盗難届を提出してください。  
一時停止をかけた後にカードが見つかったら、見つかったマイナンバーカードを持って文京シビックセンター2階戸籍住民課の窓口で一時停止解除の手続きをしてください。

マイナンバーカードの再交付を受けたい場合は？

マイナンバーカードの再交付を希望する方にはマイナンバーカード交付申請書(ID付)をお渡ししますので、本人確認書類を持って文京シビックセンター2階戸籍住民課にご来庁いただくか、文京区ホームページ「マイナンバーカードの申請方法について」のページからインターネットでご請求ください。

※紛失などの本人の責による場合は、再交付に手数料 1,000 円(電子証明書を希望しない場合は 800 円)がかかります。

※お急ぎの場合は、1週間程度でマイナンバーカードが作成できる特急発行申請もあります。

## 14. 困ったなと思ったら・問い合わせ先

### 14-1 文京区マイナンバーカードコールセンター

マイナンバーカードや個人番号通知書の手続きについて

- ▶ 電話番号 **03-5803-1666**
- ▶ 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時まで ※土日祝・年末年始を除く

### 14-2 文京区役所

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時まで ※土日祝・年末年始を除く

各種異動届出、印鑑登録について：戸籍住民課住民記録係

- ▶ 電話番号 **03-5803-1177**

住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書の発行について：戸籍住民課証明係

- ▶ 電話番号 **03-5803-1176**



文京区 HP

住民税納・課税証明書の発行について：税務課税務係

- ▶ 電話番号 **03-5803-1152**

### 14-3 マイナンバー総合フリーダイヤル（国）

マイナンバーに関するお問い合わせ全般

- ▶ 電話番号 **0120-95-0178** (フリーダイヤル)
- ▶ 受付時間 平日…午前9時30分から午後8時まで／土日祝…午前9時30分から午後5時30分まで  
※ 紛失等による一時停止のみ 24時間365日対応。
- ※ 外国語での対応をご希望の方は、P.16を参照してください。（言語により対応時間が異なります）

▼ 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- ① →マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
- ② →マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
- ③ →マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
- ④ →マイナポータル及びスマートフォンのマイナンバーカードに関するお問い合わせ
- ⑤ →マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ
- ⑥ →公金受取口座登録制度及び預貯金口座付番制度に関するお問い合わせ
- ⑦ →マイナ免許証に関するお問い合わせ
- ⑧ →マイナポータルを利用した戸籍フリガナのオンライン届出に関するお問い合わせ

※ 上記番号は、令和7年9月時点のものです。変更となる可能性があります。

### 14-4 国外転出者向け専用ダイヤル

国外転出者用のマイナンバーカードを紛失した場合、コールセンターに電話することで一時停止することができます。※ 国際通話料金がかかります。

- ▶ 電話番号 **03-6734-0170** (24時間365日受付)

## 15. マイナンバーカードの取扱注意事項

マイナンバーカードは、ICチップとアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機器ですので、カードの取り扱い方法によっては故障する可能性があります。

カードの保管や使用にあたっては、次の点に十分注意していただくようお願いいたします。

### 高温に注意してください



カードが熱で変形したり、カードに内蔵されている電子部品が故障したりする場合があります。

- 洗濯機や乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけたりしないでください。

### 物理的な力に注意してください

カードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります。



- カードを落としたり、読み取り装置に押し付けて曲げたり、カードの上に物を落としたりして衝撃を加えたりしないでください。
- カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりして ICチップ部分に局所的な荷重をかけないでください。
- 鞄や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にしてカードの ICチップ部分に衝撲を与えないでください。
- 突起物や金属などの硬いもので傷つけないでください。
- ICチップ部分を指で触れたり汚したり、指で押したり曲げたりしないでください。

### 薬品や液体に注意してください



カードの顔写真が剥がれるなどで券面情報が損なわれる場合があります。

- 薬品や液体でぬらさないでください。  
化粧品の一部（除光液、マニキュアなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液 など
- 水にぬれた状態で使用しないでください。

### 強い磁気に注意してください



カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合があります。

- 強い磁気を発するものに近づけないでください。  
テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレス など

### その他



乳幼児の手の届かないところに保管してください。

- 塩化ビニール樹脂製のパスケースなどで可塑剤を含んだものと長期間一緒に保管すると、顔写真が薄くなる場合があります。
- ※ 可塑剤は、塩化ビニール樹脂などを柔らかくするための添加剤です。

## 16. ご自身の保管用としてお使いください

### マイナンバーカードの有効期限（発行から10回目(未成年は5回目)の誕生日）

20   年   月   日

※ マイナンバーカード券面に記載されている有効期限です。

※ 在留期限に定めのある外国人は在留期限までです。

### 電子証明書の有効期限（発行から5回目の誕生日）

20   年   月   日

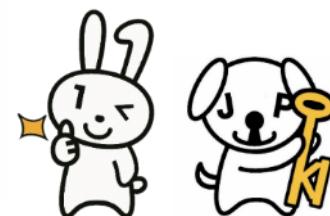
### マイナンバーカードの暗証番号

#### ① 署名用電子証明書用（e-Tax 等電子申請時に使用）

（英数字混在6桁～16桁 ※ 英字は大文字のみ）

| 英・数 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |

マイナンバーカードを受け取った  
ときに設定したものだよ



#### ② 利用者証明用電子証明書用（コンビニ交付サービス等で使用）

（数字4桁）

--	--	--	--

#### ③ 住民基本台帳用（住所、氏名などの変更手続き時に使用）

（数字4桁）

--	--	--	--

#### ④ 券面事項入力補助用（e-Tax 等本人情報出力の際に使用）

（数字4桁）

--	--	--	--

メモ

